

受 理 番 号	件 名
陳情第 3 号	交通運賃割引制度に関する意見書の提出を求める陳情
提 出 者 の 住 所 ・ 氏 名 ※非公開情報	
付 託 委 員 会	厚生委員会

(要旨)

J Rを初めとする「交通運賃割引制度」は身体・知的障害者はサービスを受けておりますが、精神障害者には適用がなされておりません。毎年国会に対して意見書を提出しておりますがいまだ実現されていません。

調布市議会からも衆議院，参議院へ下記のとおり「交通運賃割引制度に関する意見書」を国会へ提出していただけますように陳情いたします。

交通運賃割引制度に関する意見書

これまで精神障害者は障害者としての位置づけが非常に曖昧なまま障害福祉サービスから漏れており，かねてより身体障害・知的障害の方々と同じ障害者としての扱いをしていただくように，と要望しております。今年度からやっと都の制度の「医療費助成」が一部対象となることになりました。「心身障害者福祉手当」につきましても身体障害者・知的障害者と同様のサービスを要望しております。

同様のサービスとして「交通運賃割引制度」があります。J Rを初めとした全国の私鉄・船舶・高速道路などがほぼ対象となっており，既に身体障害者・知的障害者はサービスを受けておりますが，精神障害者は対象となっておりません。

交通に関するサービスとしては，航空会社のJ A Lグループが平成30年10月から，A N Aグループが平成31年1月からの精神障害者への割引制度を実施しております。同様の視点からJ Rを初めとした各鉄道会社，バス・船舶・高速道路などの各社に対しまして身体障害者・知的障害者

と同じ扱いを精神障害者にもしてくださるよう、調布市議会から衆参両院議会へ交通運賃割引制度の拡充を求めます。

以上、地方自治法99条の規定に基づいて意見書を提出します。